

人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 (令和4年度)

市の人事行政を運営していく上で、より公正で透明性を高めていくために、人事行政の主な内容をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員採用の状況

(単位：人)

区分	令和4年4月1日～令和5年3月31日			
	新規採用	再任用	うち短時間	任期付
行政職	9	16	2	21
	8	14	1	5
	1	1	-	-
	-	1	1	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	16
	合計	9	16	2
				21

②退職の状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：人)

区分	定年退職	その他の		
		早期退職	死亡退職	任期満了
正規職員	14	9	-	
再任用		1	-	6
うち短時間		1	-	3
任期付		4	-	8
合計	14	14	0	14

③補職別職員数の状況 (各年度4月1日現在)

(単位：人)

補職別内訳	区分	令和3年度	令和4年度	増減数
	理事級	1	1	0
	部長級	13	10	▲3
	次長級	5	9	4
	課長級	45	40	▲5
	主幹級	51	54	3
	係長級	141	134	▲7
	その他	428	425	▲3
	計	684	673	▲11

④部門別職員数の状況 (各年度4月1日現在)

(単位：人)

	職員数	増減数	
		令和3年度	令和4年度
議会	8	8	0
総務	133	124	▲9
税務	43	40	▲3
農林水産	4	4	0
商工	6	6	0
土木	47	50	3
民生	246	250	4
衛生	49	48	▲1
一般行政計	536	530	▲6
教育	48	45	▲3
水道	41	40	▲1
下水道	31	30	▲1
その他	28	28	0
公営企業等計	100	98	▲2
総合計	684	673	▲11

2. 職員の人事評価の状況

職員の資質向上を目的に、所属長が部下の行動や能力を観察し、必要に応じて指導するとともに、その結果により人事配置や職員の待遇に反映しています。

被評価者の範囲	評価基準日におけるすべての守口市職員 (①任期に定めのある他団体等からの派遣職員、②本市からの派遣職員（くすのき広域連合等）、③長期の休業等により評価基準日において実勤務日数が90日に満たない職員を除く）	
評価期間及び評価基準日	評価期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
	評価基準日	令和5年1月1日
評価の内容	業績評価	(1) 令和4年度市政運営方針に掲げる事業の推進及び改革の実現 (2) 第6次守口市総合基本計画をはじめとする各種計画や指針等に掲げる事項の具体化及びその実践（「第6次もりぐち改革ビジョン」（案）含む） (3) 議会答弁等に伴う新たな課題又は懸案事項の解決 (4) 法令に基づく業務の円滑な遂行とその事務事業の改善 (5) その他の自己目標（業務マニュアル作成等） から目標の種類を選び、3項目（課長級以上の職員は5項目）の個人目標を決定し、各目標にウエイトを付し、合計100%になるよう設定する。
	能力評価	守口市人材育成基本方針で定めている職階別の果たすべき役割、能力に基づいて設定した各評価項目について評価する。

3. 職員の給与の状況

①特別職 (R4. 4. 1)

区分	報酬		期末手当		
	減額前(円)	減額後(円)	6月期	12月期	計
市長	963,000	749,000	2.15ヶ月	2.25ヶ月	4.4ヶ月
副市長	837,000	—			
議長	702,000	—			
副議長	666,000	—			
議員	612,000	—			

②一般職 (R4. 4. 1)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
守口市	317,132円	42.1歳

③ラスパイレス指数の状況 (各年度4月1日現在)

区分	令和3年度	令和4年度
守口市	99.4	99.5
全国市平均	98.8	98.7

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標です。

4. 職員の勤務時間やその他勤務条件の状況

①勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38:45	7:45	9:00	17:30

※ 休憩時間 12:00～12:45

②年次休暇の状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
18,977.8日	7,532.7日	506人	14.9日	39.7%

総務省が実施している勤務条件等に関する調査に基づいた数値です。

※ 前年度からの繰越分を含んでいます。

③病気休暇

職員が傷病（公務による場合を除く。）により療養を要する場合に付与することができます。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷又は失病等により介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合に付与することができます。その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。

⑤育児休業等の利用状況

種別	制度の内容	取得者人数
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業をすることができる	19
部分休業	小学校就学前の子を養育するために休業をすることができる	10

⑥主な特別休暇

項目	付与日数等	付与日数等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は入院の措置により出勤できない時		必要と認める期間
天災地変その他非常災害による交通遮断その他交通機関等の事故等の不可抗力により出勤できないとき		必要と認める期間
天災地変その他非常災害による職員の住居の滅失又は破壊により出勤に支障があるとき		必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、裁判所その他の官公署へ出頭するとき		出頭に必要な日時
結婚するとき		6日以内
配偶者が分ぶんしたとき		入院の日から退院の日後1週間までの間ににおいて第1子は3日以内、第2子からは5日以内で必要と認める期間
生理のため勤務が著しく困難なとき		2日以内で必要と認める期間
出産する場合		その出産予定日の56日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)前の日から出産の日後56日までの期間

親族が死亡したとき	2日から10日以内（続柄により付与日数は異なる）
父母(実父母及び養父母をいう。)、配偶者及びその子の祭日のとき	1日
生後満1年2月に達しない子を育てるとき	1日2回 1回30分
妊娠中又は出産後の職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週からは2週間に1回、出産後1年まではその間に1回のそれぞれ必要と認められる時間
妊娠障害のため勤務が著しく困難であるとき	産前休暇をとるまでの間において10日以内で必要と認める期間
妊娠中の職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
妊娠したとき（公共交通機関利用時に限る）	産前休暇をとるまでの間において、1日につき1時間以内で必要と認められる期間
2親等以内の親族が結婚するとき	1親等の親族にあっては結婚当日を含み2日、2親等の親族にあっては結婚当日の1日
夏季において元気回復を図るとき	市長が定める期間内において6日以内
長期勤続職員が健康の増進及び勤労意欲の向上を図るとき	5日以内で必要と認める期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年度につき5日以内
骨髄バンクへの登録の申出及び骨髄等を提供するために必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和4年度）

分限処分	27人	全て病気休職者
懲戒処分	2人	減給

※分限処分…職員がその職責を十分に果たすことができないときに、職員の意思に反する不利益な取扱いを認めるものであり、公務の能率の維持と適正な行政運営の確保を目的としています。
懲戒処分…一定の義務違反を行った職員に責任を問うための制裁であり、規律と秩序の維持を目的としています。

6. 職員の服務の状況

職員の営利企業等従事許可の状況	4件
-----------------	----

※地方公務員法第38条の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等への従事をしてはならないと定められています。

7. 職員の退職管理

離職後の再就職届	0件
----------	----

※課長級以上の職に就いている職員は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合、届出が必要である。

8. 職員の研修の状況

職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上と公務員意識のかん養を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを基本方針としています。

研修区分	厅内研修 (人事課主催研修等)	派遣研修 (市町村アカデミー等)
参加人数	1,141人	218人

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

①健康診断の状況
定期健康診断、ストレスチェック 他

②共済制度
大阪府市町村職員共済組合に加盟

③福利厚生の状況

職員の福利厚生は地方公務員法で義務付けられており、守口市職員厚生会で行っています。

会員掛金	月額1,000円（1人当たり）
市負担金	月額1,000円（1人当たり）

※おもな事業内容：カフェテリアプラン、健康増進支援、体育文化助成 等

④公務災害補償の状況

公務災害補 償制度	公務災害認定件 数	1
	通勤災害認定件 数	1

10. 市公平委員会からの報告事

勤務条件に 関する措置 の状況	該当無し
不利益処分 に関する不 服申立て	該当無し